

世田谷区公契約適正化委員会（第3回）次第

日時：令和6年2月28日（水）18時30分～

場所：文化生活情報センター セミナールーム AB

○ 開会

1. 令和6年度の労働報酬下限額について（報告）
2. 入札制度についての意見書について（報告）
3. 週休2日促進工事の導入について
4. 令和5年度事業所労働条件調査の結果について（報告）
5. 令和6年度の審議スケジュールについて
6. その他

○ 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・【資料1】 世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について
- ・【資料2】 入札制度についての意見書
- ・【資料3】 週休2日促進工事の導入について
- ・【資料4】 令和5年度事業所労働条件調査結果報告書
- ・【資料5】 公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会スケジュール（案）

世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について

1 主旨

令和5年12月1日付で提出された「2024（令和6）年度労働報酬下限額に関する意見書」を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおりとする。

2 労働報酬下限額（時間額）

対象	現行	意見書	改定
(1) 予定価格 3千万円以上 の工事請負契 約	①国土交通省定義の51職種技能 労働者のうち熟練労働者 →公共工事設計労務単価の85% ②見習い・手元等の未熟練労働者、 年金等受給による賃金調整労働 者 →公共工事設計労務単価の軽作業 員比70% ③上記に該当しない労働者 →1,230円	①、②：現行と同じ ③：1,330円	①、②：現行と同じ ③： <u>1,330円</u>
(2) 予定価格 2千万円以上 の工事請負契 約以外の契約 (委託等)	1,230円	1,330円	<u>1,330円</u>

3 適用

令和6年4月1日以降に契約する案件から適用

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月下旬 告示（今回の改定に基づく告示）
令和6年 3月 告示（公共工事設計労務単価の変更に基づく告示）
4月 新労働報酬下限額適用開始

【資料3】

令和6年2月28日
財務部 経理課
施設営繕担当部 公共施設マネジメント課
土木部 土木計画調整課

週休2日促進工事の導入について

1 主旨

区では、改正労働基準法における建設業の時間外労働規制等に伴い、営繕工事において「週休2日促進工事」の労務費補正等について実施要領を定め、令和6年度契約案件から運用を開始したところである。あわせて、土木工事においても、同様の制度を実施するよう準備を進めている。

これらの取組みによって、建設現場に従事する労働者が週休2日を取得するために要する費用を工事価格に計上することで、建設業における働き方改革を推進していく。

2 制度概要（営繕工事の場合）

（1）対象工事

原則としてすべての営繕工事

（2）実施概要

- ①区は、公共工事設計労務単価に所定の補正係数を乗じる等の労務費の補正をし、4週8休を見込む工期で工事価格を積算する。
- ②受注者は、4週8休以上の現場閉所等に取り組む。
※4週8休とは、対象期間内の現場閉所等の日数の割合が、28.5%（8日／28日）の水準に達する状態をいう。
- ③区の監督員は、受注者が作成する「全体実施工程表」等により現場閉所等の日数を確認する。
- ④現場閉所等の実施状況を確認し、4週8休の水準に満たない場合、契約金額のうち①による労務費の補正分を減額し、契約変更を行う。

※土木工事においても、令和6年4月以降の発注案件から同趣旨の制度を実施予定。

3 経過及び今後のスケジュール（予定）

令和6年1月	世田谷区営繕工事における「週休2日促進工事」実施要領を策定
2月	実施要領に基づく営繕工事の発注開始
3月	世田谷区土木工事における「週休2日促進工事」実施要領を策定
4月	実施要領に基づく土木工事の発注開始

世田谷区営繕工事における「週休2日促進工事」実施要領

1. 目的

本実施要領は、改正労働基準法（平成31年4月1日施行）における建設業の時間外労働規制等に伴い、世田谷区が発注する営繕工事において、区が週休2日に取り組む「週休2日促進工事」の労務費補正等について必要な事項を定め、週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

契約における期間のうちの対象期間において、4週8休以上の現場閉所若しくは現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいい、工期の変更となった場合も含む。

なお、工事着手前の準備期間、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、区があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場及び現場事務所

世田谷区と契約をした営繕工事を行う建物の住所及び現場事務所の住所をいう。

(4) 週休日

現場閉所等を行う日をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所において受注事業者の作業が無く、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

工種単位で、現場及び現場事務所での作業が1日を通して無い状態をいう。

建築・電気・機械設備工事をまとめた発注の改修工事において、施設の実情・運営上の理由により対応困難な内容の現場作業について、受注者の責によらず区より指示があった作業日は、対象期間に含まないことができる。

(7) 4週8休

対象期間内の現場閉所等の日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所等についても、現場閉所等の日数に含めるものとする。

3. 週休日の確保

(1) 週休日の設定

現場閉所等を原則、「世田谷区の休日に関する条例」第1条第1項に規定する休日にて行い、週休2日に取り組む。ただし、工事着手時に、受注者及び区の協議により、土日以外の曜日に週休日を任意に設定し、現場閉所等を行うことで週休2日に取り組むこともできる。

週休日以外の日現場閉所等が必要となった場合、週休日に振り替えて、現場作業を行うことができるものとする。また、受注者及び区の協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日現場閉所等を行うこととする。

(2) 工期の変更

工事の進捗に伴い、受注者の責によらず区からの指示による工事の追加や週休日の作業が生じ、当初の工期内で週休2日を確保できない場合は、区は4週8休の水準を満たす契約の工期に変更しなければならない。

(3) 下請業者の確認

区はこの要領により、原則、現場代理人に対して週休日の確認を行う。

なお、下請業者（2次下請け以下の業者も含む）については、改正労働基準法における建設業の時間外労働規制に基づき、受注者の責において取り組む。

4. 積算等

(1) 補正方法

以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）の労務費）を補正する。

① 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数1.05を乗じて補正する。

② 市場単価等

市場単価等は、表1から表3の補正率を乗じ、単価を補正する。なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正する。

(2) 積算

「週休2日促進工事」は、(1)の補正した労務費及び4週8休を見込む工期で、工事価格を積算する。

(3) 変更

現場閉所等の実施状況を確認し、「現場閉所等率」に満たない場合、契約金額のうち(1)による労務費の補正分を減額し、契約変更を行う。

5. 対象工事

(1) 本実施要領は世田谷区が発注する営繕工事に適用する。

ただし、工事内容及び施設の実情等により対象期間の確保が困難な工事は対象外とする場合がある。

(2) 「週休2日促進工事」である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載する。

6. 現場閉所等の確認方法等

(1) 工事着手前

① 監督員は、現場閉所等の予定日を記載した「全体実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

② 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などを対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。

③ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が生じないよう現場閉所等の予定日を調整したうえで「全体実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

① 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所等の

予定日を記載した「全体実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所等の状況を確認する。なお、「全体実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

- ② 監督員は、受注者が作成する現場閉所等の日が記載された「全体実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所等の日数を確認する。
- ③ 現場閉所等の変更がある場合、受注者は、監督員による現場閉所等の実施状況の確認のため「全体実施工程表」等に振り替える現場閉所等の日を記載し、監督員に提出する。
- ④ 受注者は、「世田谷区の休日に関する条例」第1条第1項に規定する休日を週休日とした日に現場作業を行う場合は、週休2日の確保に努め、世田谷区が定める様式「現場閉所等の日の工事施工承諾書」に振り替える週休日を記載のうえ、提出をする。

8. 留意事項

- (1) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、区は受注者と協議する。
- (2) 統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、区は「全体実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が現場閉所等の日となる場合の体制について確認する。
- (3) 受注者は、工期や契約金額等について、下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日促進工事」である」旨を明記する。

9. その他

受注者は、区が週休2日促進工事について、アンケート等を実施する場合は協力すること。

適用

本実施要領は、令和6年4月1日以降に契約する案件に適用する。

表1 市場単価等の市場単価等の補正率（建築工事）

工 種	新営補正率	執務並行改修補正率
仮設工事	1.03	1.03
土工事	1.03	1.03
地業工事	1.03	1.03
鉄筋工事	1.04	1.04
コンクリート工事	1.04	1.04
型枠工事	1.03	1.03
鉄骨工事	1.04	1.04
既製コンクリート	1.03	1.03
防水工事	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	1.04	1.17
石工事	1.02	1.02
タイル工事	1.03	1.03
木工事	1.02	1.02
屋根及びとい	1.02	1.02
金属工事	1.02	1.11
左官工事（仕上塗材仕上）	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	1.04	1.18
建具（ガラス）	1.02	1.12
建具（シーリング）	1.04	1.19
塗装工事	1.04	1.18
内外装工事	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	1.02	1.10
ユニットその他	1.01	1.01
排水工事	1.03	1.03
舗装工事	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03
解体工事	1.03	1.03
解体工事（内装材）	1.05	1.05
撤去工事	1.05	1.05

表2 市場単価等の補正率（電気設備工事）

工種	摘要	新営補正率	執務並行改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理、ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理、金属管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆銅棒、接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

表3 市場単価等の補正率（機械設備工事）

工種	摘要	新営補正率	執務並行改修補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25

一部資料については
他の機関作成等の理由により
非公開とする。